

# 青森労働局からのお知らせ

令和8年7月

## 働き方改革推進支援助成金の概要、活用事例について

### 【概要】

生産性を高めながら労働時間の縮減などに取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的としています。

#### ●業種別課題対応コース

生産性を向上させ、時間外労働の削減、週休2日制の推進、勤務間インターバル制度の導入や医師の働き方改革推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

#### ●労働時間短縮・年休促進支援コース

令和2年4月1日から、中小企業に時間外労働の上限規制が適用されています。生産性を向上させ、時間外労働の削減、年次有給休暇や特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

#### ●勤務間インターバル導入コース

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るものです。

勤務間インターバル制度の導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

#### ●取引環境改善コース

荷主集団などが、トラックドライバーの時間外労働の削減などのために、荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取引環境整備の取り組みを実施した場合に、その荷主集団などに対して助成するものです。

#### ●団体推進コース

中小企業事業主の団体や、その連合団体（以下「事業主団体等」といいます）が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取り組みを実施した場合に、その事業主団体等に対して助成するものです。

### 【申請期限について】

| コース名                                 | 交付申請書期限                 | 事業実施期限         | 支給申請期限                                       |
|--------------------------------------|-------------------------|----------------|----------------------------------------------|
| ●業種別課題対応、●労働時間短縮・年休促進支援、●勤務間インターバル導入 | 令和8年11月30日（月）17:00までに必着 | 令和9年1月31日（日）まで | 事業実施予定期間終了から30日後または令和9年2月5日（金）のいずれか早い日までに必着  |
| ●取引環境改善、●団体推進                        | 令和8年11月30日（月）17:00までに必着 | 令和9年2月14日（日）まで | 事業実施予定期間終了から30日後または令和9年2月26日（金）のいずれか早い日までに必着 |

注）申請様式に記載漏れや誤り、必要な書類が揃っていない場合は、申請書類一式を返戻することになります。返戻の結果、申請期限を超過した場合は受付できませんので、期限には余裕をもって申請願います。

### 【活用事例について】

助成金の活用事例をもとに、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性の向上を実現し、労働時間などの設定の改善や、賃金の引上げを行った事例を掲載しています。

（働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）→活用事例）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>

【助成金の詳細】厚生労働省ホームページの最新情報をご覧ください（検索名称「労働時間等の設定の改善」でも検索可能）

（労働時間等の設定の改善→働き方改革推進支援助成金→各コースをクリック）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/jikan/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/index.html)

お問い合わせ先：青森労働局 雇用環境・均等室 TEL 0 1 7 - 7 3 4 - 6 6 5 1

関係資料：

- 別添 1（リーフレット（業種別課題対応コース・建設業）のご案内）
- 別添 2（リーフレット（業種別課題対応コース・運送業等）のご案内）
- 別添 3（リーフレット（業種別課題対応コース・病院等）のご案内）
- 別添 4（リーフレット（業種別課題対応コース・情報通信業、宿泊業）のご案内）
- 別添 5（リーフレット（労働時間短縮・年休促進支援コース）のご案内）
- 別添 6（リーフレット（勤務間インターバル導入コース）のご案内）
- 別添 7（リーフレット（取引環境改善コース）のご案内）
- 別添 8（リーフレット（団体推進コース）のご案内）
- 別添 9（働き方改革推進支援助成金 申請パンフレット（申請マニュアル））

## 夏季における年次有給休暇の取得促進に努めましょう

もっと自分らしい  
Refresh!  
働き方  
休み方

年次有給休暇を  
上手に活用し  
働き方・休み方を  
見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

### 事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※１）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※２）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この夏に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。雇用環境・均等室にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



（※１）年次有給休暇の付与日数のうち、５日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※２）年次有給休暇の付与は原則１日単位ですが、労使協定を締結すれば年５日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

お問い合わせ先：雇用環境・均等室　〔電話番号〕 017 - 734 - 4211

関係資料：別添 10（年次有給休暇取得促進リーフレット）

「青森働き方改革推進支援センター」をご利用ください  
～働き方改革に取り組む事業主を支援します～

働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、社労士等の専門家が、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、就業規則や賃金規定の見直し、助成金の活用、テレワーク対応など、働き方改革に関連する労務管理上の課題について、窓口での対面や電話・メールでの無料相談を行っています。

相談コーナー 青森市本町5丁目5-6（青森県社会保険労務士会館）  
電話番号 0800-800-1830（フリーダイヤル）  
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く）



＼ぜひ／

働き方改革推進支援センターにご相談ください！

○ 青森働き方改革推進支援センター ホームページ

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/aomori/>



お問い合わせ先：雇用環境・均等室 〔電話番号〕017-734-4211  
関係資料：別添11（青森働き方改革推進支援センター リーフレット）